

消費者

**引っ越しサービスへ申し込む際は、
トラブルにならないよう十分に確認を！**



引っ越し業者に頼んで、3カ月前に市内へ引っ越してきたAさん。引っ越し作業中に本棚が破損したので、すぐに申し出ると、業者からは上司に報告して対応すると説明を受けましたが全く連絡がありません。

Aさんから業者に問い合わせると、電話がたらい回しとなり、最終的に修理して対応すると説明を受けました。そこから対応がなされないまま時間が経ち、困ったAさんは消費者センターに相談しました。

消費者センターから業者へ問い合わせると、修理業者を見つけないのに難航しているとの説明で、最終的に代替品で補償してもらうことになりました。

今回は、すぐに破損を申し出たことで補償してもらえましたが、標準引越運送約款では、荷物の紛失や破損について「荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡をしないと事業者の責任が消滅する」となってい

ます。

引っ越しが終わったら、すぐに荷物の個数や状態を確認し、荷物の紛失や破損に気づいた際は、その場で事業者に申し出ましょう。

また、引っ越しを申し込んだ後で、「予想していた金額より高かった」、「サービスがよい他の業者へ変更したい」などとならないよう、申し込み前には、書面で見積額を提示してもらったり、複数の業者に見積書を作成してもらったりすることが大切です。

どうしても解約したい場合、標準引越運送約款では、解約手数料は引越前日で運賃の10%以内、当日で20%以内となっています。ただし、運賃とは別に付帯サービスを行っている場合は、その費用を請求される場合がありますのでご注意ください。

引っ越しのトラブルでお困りの際は、消費者センターにご相談ください。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。